

1. 巴川水系流域委員会の設立について

- 委員出席者名簿
- 委員会座席配置図
- 「巴川水系流域委員会」設立趣意書（案）
- 「巴川水系流域委員会」設置要領（案）
- 「巴川水系流域委員会」傍聴要領（案）

令和元年7月30日

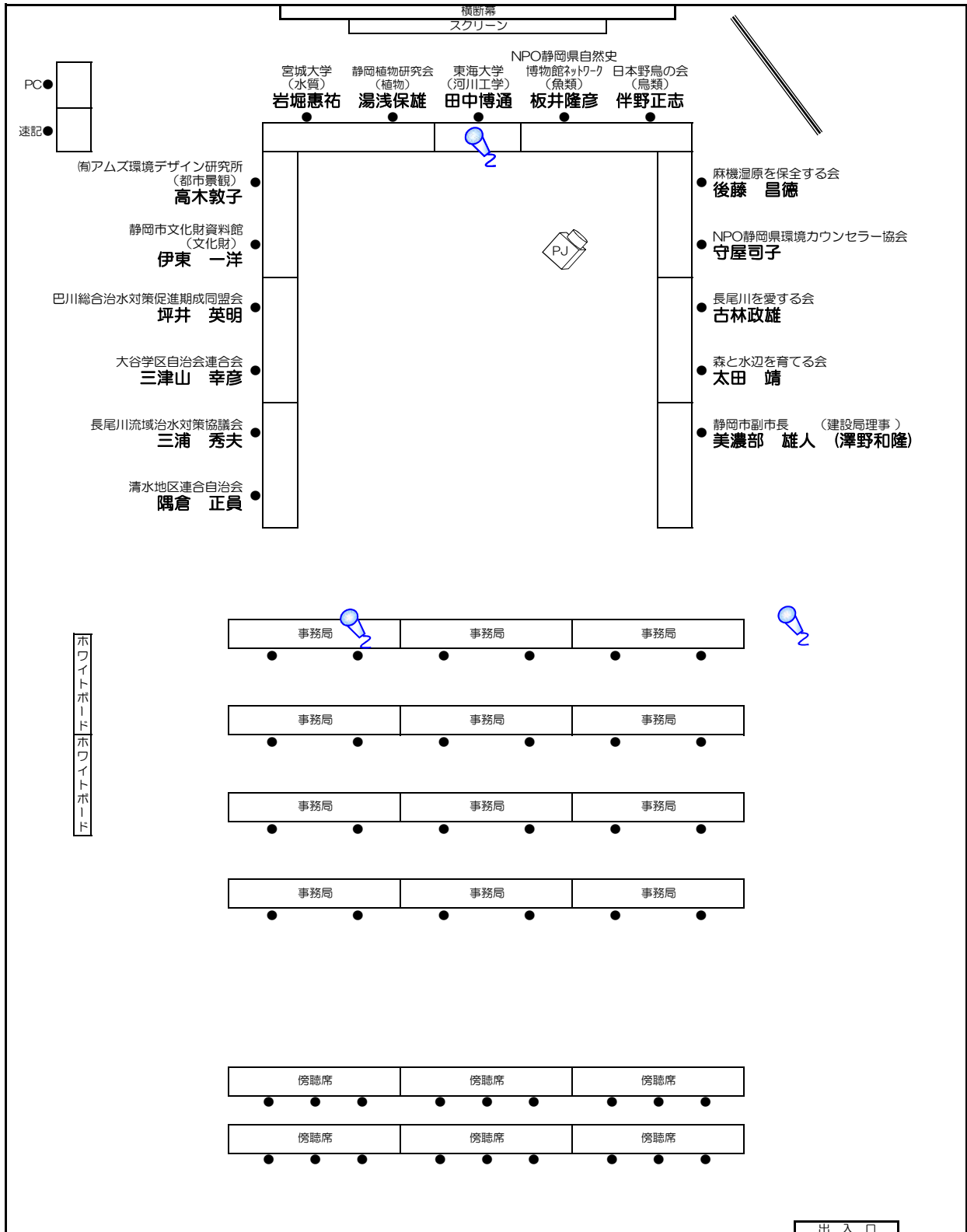
第1回巴川水系流域委員会 出席者名簿

種別	分野	役職	氏名	備考
学識経験者	河川工学	東海大学名誉教授	たなか ひろみち 田中 博通	
	環境 (魚類)	NPO法人静岡県自然史博物館ネットワーク 理事	いたい たかひこ 板井 隆彦	
	環境 (植物)	静岡植物研究会会長	ゆあさ やすお 湯浅 保雄	
	環境 (鳥類)	日本野鳥の会 静岡支部副支部長	ばんの まさし 伴野 正志	
	水質	宮城大学名誉教授	いわほり けいすけ 岩堀 恵祐	
	都市景観	(有)アムズ環境デザイン研究所 代表取締役	たかぎ あつこ 高木 敦子	
	農業水利	中部農林事務所長	さとう ひかる 佐藤 光	欠席
	文化財	静岡市文化財資料館館長	いとう かずひろ 伊東 一洋	
地域代表	防災	巴川総合治水対策促進期成同盟会会長	つばい ひであき 坪井 英明	
	//	大谷学区自治会連合会会長	みつやま ゆきひこ 三津山 幸彦	
	//	長尾川流域治水対策協議会会長	みうら ひでお 三浦 秀夫	
	//	清水地区連合自治会会長	すみくら まさかず 隅倉 正貞	
	地域活動	麻機湿原を保全する会会長	ごとう まさのり 後藤 昌徳	
	//	NPO静岡県環境カウンセラー協会理事	もりや のりこ 守屋 司子	
	//	長尾川を愛する会会長	ふるばやし まさお 古林 政雄	
	//	森と水辺を育てる会代表	おおた やすし 太田 靖	
	地方行政	静岡市副市長	みのべ ゆうじん 美濃部 雄人	代理：静岡市建設局理事 澤野和隆

第1回巴川水系流域委員会 座席配置図

日時：令和元年7月30日（火）13：00～15：00

会場：静岡県静岡総合庁舎2階第1会議室



「巴川水系流域委員会」設立趣意書（案）

巴川水系は流域の約50%が市街化された短時間に洪水の発生する典型的な都市河川で、平野部の河床勾配は約2000分の1と洪水が流れにくく、昭和49年7月七夕豪雨や昭和57年9月洪水では甚大な被害が生じました。大谷川放水路や麻機遊水地の供用により安全性は徐々に高まっているものの平成15年7月、平成16年6月、平成26年10月台風18号などの記録的な豪雨では、地域の安全・安心を脅かす浸水被害が発生しております。一方で、静岡県第4次地震被害想定では、現状の施設高を上回る津波の襲来が想定されており、これらの災害に対する安全性の向上が強く望まれています。

平成22年3月に巴川水系河川整備計画を策定し、河川整備等を進めて参りましたが、策定以降の社会・経済情勢の変化に対し、新たな治水対策や津波対策への対応が必要になったことから巴川水系河川整備計画を変更します。

巴川流域は川とともに歴史を重ねてきた地域であり、巴川水系の河川は、地域の生活に密接なかかわりを持ち、静岡市街地の貴重な水と緑の空間として地域社会へ潤いを提供し、まちの景観形成などの重要な役割を担ってきております。

このような背景を踏まえると、河川整備計画は、「治水」「環境」「利用」が調和し、また、「巴川らしさ」を尊重したものであることが必要です。

そこで、巴川水系に深い関わりを持つ方々から、多くの専門的な知見、また、地域の声を得ながら河川整備計画の策定を進めるため、静岡県が「巴川水系流域委員会」を設立します。

「巴川水系流域委員会」設置要領（案）

（趣 旨）

第1条 この要領は「巴川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

（目 的）

第2条 委員会は、静岡県が「巴川水系河川整備計画」（以下「計画」という。）の策定を進めるにあたって、巴川水系河川の国土保全、利用、環境保全、それぞれの重要度、緊急性、適正を考慮し、地域固有の自然、歴史や文化を生かした個性ある巴川水系の将来像及び河川整備のありかたについて審議・提言することを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会は、静岡県静岡土木事務所長が委嘱する委員（別表）で構成する。

2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。

3 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員は、当該職をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長がその職務を代理する委員を指名する。

（議事等）

第5条 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員については、代理出席を認める。

2 委員会は、必要と認める場合、委員以外（参考人）から意見の聴取及び資料の提供を受けることができる。

（情報公開）

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。ただし個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、この限りでない。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置く。

（雑 則）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この設置要領は、令和元年7月 日 から施行する。

「巴川水系流域委員会」傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 会議を傍聴することにより得た情報のうち、個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、他にもらしてはならない。
- (5) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。